

長野市歴史的風致維持向上計画の策定について

平成24年8月29日

長野市歴史的風致維持向上協議会

〔 長野市都市整備部 まちづくり推進課
長野市教育委員会 文化財課 〕

長野市歴史的風致維持向上計画について

2

目的

1. 長野市内各地に広がる歴史的拠点を活かし、多核心連携のまちづくりを推進する。
2. 歴史・文化を活かしたまちづくりの総合ビジョンをわかりやすく示す。
3. まちづくり行政と文化財行政の融合・一体化を図る。
4. 物的及び人的資源の保存・復元から再生・活用も含めた整備へ転換する。



平成24年6月までに、35市町の計画が認定されている。

県内では、下諏訪町(H21.3)、松本市(H23.6)、東御市(H24.6)の計画が認定されている。

「歴史的風致」とは

3

○ 法律における定義(法第1条)

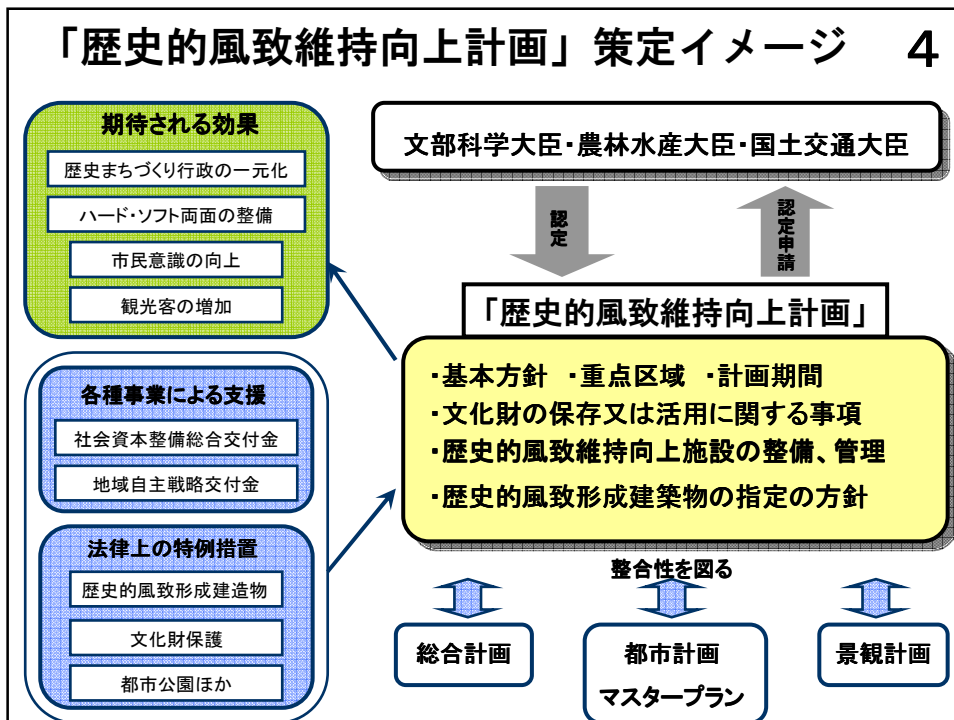
地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境。ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動をあわせたもの。

善光寺参道と宿坊群（歴史的建造物） ながの祇園祭屋台巡行（伝統的祭り）



注：単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけでは歴史的風致とは言えず、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成される。

「歴史的風致維持向上計画」策定イメージ 4



計画の概要について（案）

5

基本方針：歴史的建造物、伝統文化の保存とそれを活用したまちづくり

重点区域：善光寺、松代、戸隠、鬼無里等の歴史的拠点を中心に複数箇所

善光寺地区

松代地区

戸隠地区

鬼無里地区

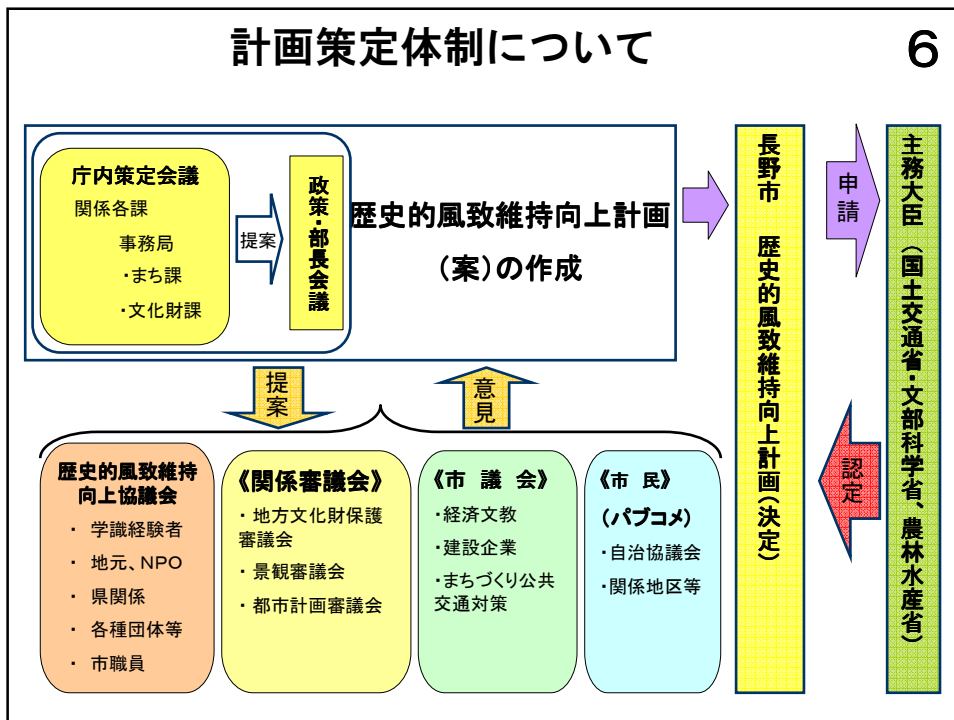


計画の期間：平成25年度～平成34年度（10年間）

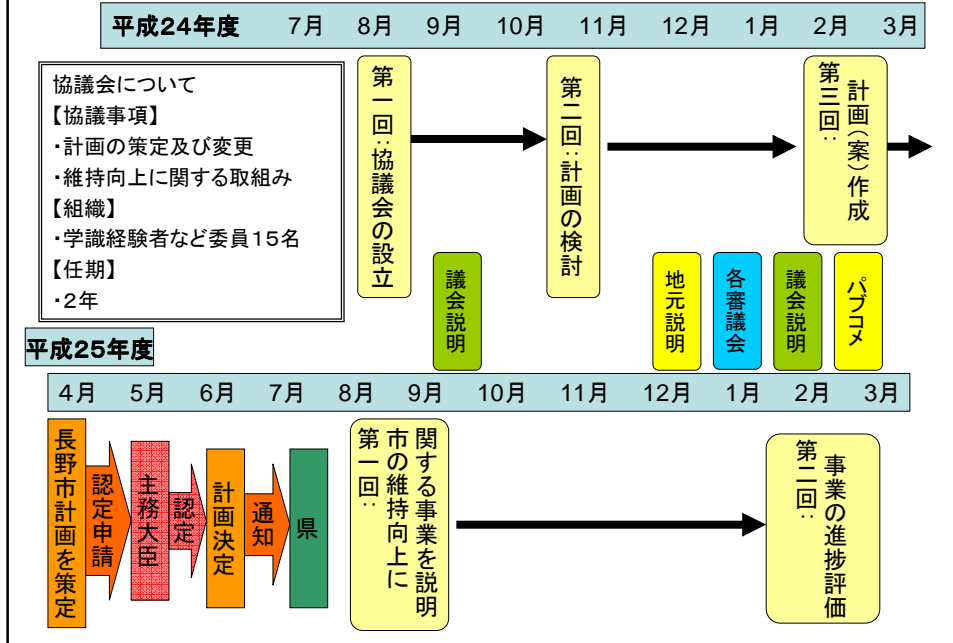
策定期間：平成24年6月～平成25年3月（約1年間）

計画策定体制について

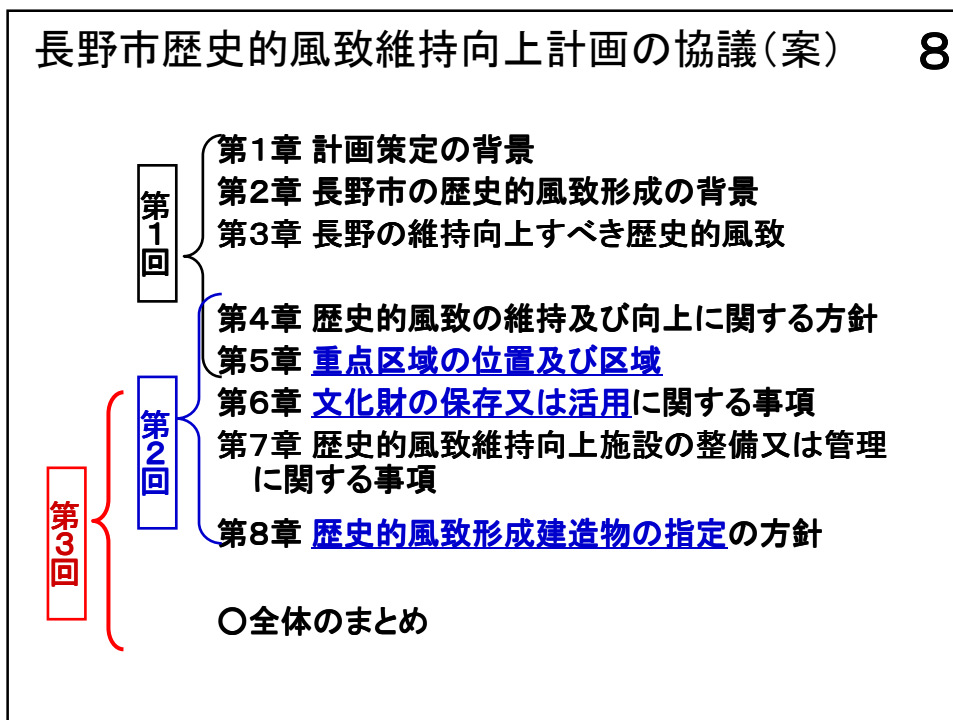
6



長野市歴史的風致維持向上協議会スケジュール(案) 7



長野市歴史的風致維持向上計画の協議(案) 8



「重点区域の要件」とは (法2条)

9

- 文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
または
- 文化財保護法の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地

歴史的風致の維持及び向上による まちづくりに関する主な事業

- 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
協議会活動、建造物の修景、地区公共施設の整備、歴史的風致形成建造物の買取及び復原等について、総合的に支援
- 社会資本整備総合交付金（都市公園事業）
史跡、城跡及び旧宅等の復原が補助対象
- 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
交付率上限を現行40%から45%

「法律上の特例措置」とは

10

【歴史的風致形成建造物制度】法第12条から第21条

市長が、重点区域内の歴史的な建造物を、歴史的風致維持向上計画に即して歴史的風致形成建造物として指定。その建造物の増改築、除去等については、30日前までに市長への届出が必要。必要な場合は、勧告、あっせんその他の措置を実施。

【農用地区域内の開発行為の特例】法第23条

農業用水路の増改築を行うにあたり、施設が歴史的風致の維持及び向上に支障がある場合に、許可できないこととすることができる。

【都市公園法の特例】法第25条

歴史的風致維持向上計画に基づき、都道府県が公園管理者である都市公園において、公園管理者の権限を代行して公園施設の維持又は新設、増設若しくは改築を行うことができる。

【電線共同溝の特例】法第30条

道路交通量にかかわらず、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の円滑化のために必要な場合についても、電線共同溝整備道路として指定することができる。